

地方自治法第 1 7 9 条の規定による専決処分報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により，別紙のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定により報告し，議会の承認を求める。

令和 3 年 1 2 月 2 日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

専決処分書

令和3年度伊丹市一般会計補正予算（第9号）

補正予算を定めることについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を要すべきところ、その処置に特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので、同法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

令和3年度伊丹市一般会計補正予算（第9号）

別記のとおり

令和3年11月24日

伊丹市長 藤原 保 幸

令和 3 年度伊丹市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 3 年度伊丹市一般会計補正予算（第 9 号）は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 6 4 8, 5 7 8 千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 9, 6 5 8, 3 6 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		16,800,996	1,648,578	18,449,574
	2 国庫補助金	3,246,776	1,648,578	4,895,354
歳 入 合 計		88,009,791	1,648,578	89,658,369

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		28,550,132	1,648,578	30,198,710
	4 児童福祉費	6,276,845	1,648,578	7,925,423
歳 出 合 計		88,009,791	1,648,578	89,658,369

1 歳 入				歳入歳出補正予算事項別明細書		
款 項 目				補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金				16,800,996	1,648,578	18,449,574
	2 国庫補助金			3,246,776	1,648,578	4,895,354
		2 民生費国庫補助金		995,747	1,648,578	2,644,325

款 項 目 【事 業 名】			補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		
						国県支出金	地 方 債	そ の 他
3 民 生 費			28,550,132	1,648,578	30,198,710	1,648,578	－	－
	4 児童福祉費		6,276,845	1,648,578	7,925,423	1,648,578	－	－
		1 児童福祉総務費	5,386,838	1,648,578	7,035,416	国庫支出金 1,648,578	－	－
		【子育て世帯臨時特別給付金事業費】	－	1,648,578	1,648,578			

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
－			
－			
－	10 需 用 費	699	子育て世帯臨時特別給付金事業費 1,648,578
	11 役 務 費	4,638	(10 需用費 699) 消耗品費 288 印刷製本費 411
	12 委 託 料	38,584	(11 役務費 4,638) 通信運搬費 2,503 手数料 2,135
	13 使用料及び賃借料	7	(12 委託料 38,584) 給付システム開発委託料 18,590 子育て世帯臨時特別給付金事業実施委託料 19,994
	18 負担金補助及び交付金	1,604,650	(13 使用料及び賃借料 7) コンピューター使用料 3 電子複写機使用料 4 (18 負担金補助及び交付金 1,604,650) 子育て世帯臨時特別給付金 1,604,650
－			